

## 姫路市議会議員政治倫理条例（案）に対する 市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

### 1 市民意見（パブリック・コメント）の概要

#### (1) 意見募集期間

平成24年4月16日（月）～同年5月15日（火）

※議会報ひめじや市議会ホームページへの掲載のほか、市の機関（議会事務局調査課、市政情報センター、各地域事務所、各支所、駅前市役所、各出張所、各サービスセンター等）への資料設置により意見を募集

#### (2) 意見提出状況

意見提出者と意見の数 3通18件

#### (2) 意見の内容

項 目	件 数
1 第3条 政治倫理基準	3件
2 第4条 審査の請求	1件
3 附則	2件
4 その他	12件
合 計	18件

## 2 姫路市議会議員政治倫理条例(案)に対する意見要旨と回答

関係条文	意見要旨	回答
第3条 (政治倫理基準)	事例による条例の実効性を検証して条例を制定すべきである。	第3条第1項の政治倫理基準に掲げた議員が遵守すべき行為の対象範囲は、相当広くなるものと考えております。 従って、政治倫理基準違反の疑惑が生じた場合には、審査請求に基づき、審査会において審査を行うことにより、適切に対応できるものと考えております。
	明示の個別の規定に抵触しなくても、条例の精神に照らし、議員の行動に問題や疑念があれば、当該議員を質することができるようにしてほしい。	
	市民が各種申請を行う場合において、議員の活動内容に理解できない所がある。(例えば、申請がすぐに通る、認定がすぐに下りるなど)	第3条第1項第1号で、市等が行う「許可、認可等の処分その他の行為」又は市等が締結する「請負その他の契約に関し、特定のものに有利又は不利となるような働きかけをしないこと。」と規定し、ご意見の議員による口利き等に対する政治倫理基準を定めております。
第4条 (審査の請求)	市民からの審査請求の要件を、緩和すべきである。	市民からの審査請求については、地方自治法の直接請求の要件に準じて規定しており、本市の人口規模等を勘案しおおむね妥当な要件であると考えております。
附則	<p>条例の見直しについて、2年に1度は実効性を検証すると規定すべきである。</p> <p>本条例は罰を課すのが目的ではない。議員の本分、政治家としての見識と行動を喚起、啓発するために、毎年、議員倫理の日を設け、市長座長による倫理塾等を開講するなどしてはどうか。</p>	「常に市民の意見や社会情勢の変化を勘案し、必要に応じ所要の措置を講ずる」と附則に規定しており、条例の見直しや啓発については、必要に応じ適切に対応して参ります。

関係条文	意見要旨	回答
その他	議員は自治会長を兼務しない旨を規定すべきである。	ご指摘のような件に関し、個々に条例で規定を設けることについては、慎重であるべきと考えております。 個別の案件において、政治倫理基準違反の疑惑が生じた場合には、審査請求に基づき、審査会において審査を行うことにより、対応できるものと考えております。
	議長が議場から退席することは問題ないのか。	
	市から補助金を受けている団体の長への議員の就任禁止は、規定すべきでない。	
	議員の家族が市役所との取引業者の代表になるのは禁止すべきである。	
	社会福祉法人の議員の役員就任禁止と家族の代表者禁止を規定すべきである。	
	挨拶運動に名を借りた学校前での議員の行動は、教育に対する冒涇であり、禁止すべきである。	
その他	本会議、委員会を欠席した場合は報酬を減額すべきである。	ご指摘の点につきましては、今後の参考とさせていただきます。
	議会選出の監査委員、各種協議会に出席した場合の費用弁償（協議会支出分）は廃止すべきだ。	
	議員の仕事とは、ミスをいかに無くすかを議論し方向付けていくものではないか。	
その他	(財)姫路市まちづくり振興機構が姫路ウォーターフロント(株)へ出資しているのは、良いのか。	本条例案に直接関係するご意見ではないものと考えております。
	社会福祉協議会の共同募金の自治会負担や学校での集金は問題ないのか。	
	出先機関のイベント案内が一部地域に限定されているのではないか。	